

「在校等時間」把握のため SSC が改修されます。

除外時間の入力は教員の申告「時短ハラスメント」はゆるされません

2021年1月より、「在校等時間」集計のため、SSCが改修され「校外活動」「除外する時間」の入力が可能になります。対象者は非常勤をのぞく教育職員（教員）で、年内に各学校へ通知と学校向けマニュアルが発出される予定です。

給特法が改正、「教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針」を策定、勤務時間の把握を実施

昨年12月に改正「給特法」が強行採決され、第4条で「公立学校への1年単位の变形労働時間制」導入（都道府県で条例化が必要）が可能になり、第7条で教育職員（教員）の勤務時間の管理に関する「指針」が定められることになりました。法改正を受け、文科省は今年1月にガイドラインや通知より上位の「指針」を策定。教員のいわゆる「超勤4項目※」以外の業務も含めた時間外勤務全体を「在校等時間」と定義し、その時間外の上限（月80時間、年間360時間、特別な場合は月160時間、年720時間）が定められました。

上限設定の目的は、「教職員の健康保持」です。年平均400時間前後で高止まりしている府立高校の教員の時間外勤務時間を把握し上限を設けることは、長時間労働の縮減に向けて前進的な意味を持ちます。しかし、根本には教職員の抜本的な人員増しかありません。

「在校等時間」把握のために、「校外活動時間」「自己研鑽」「休憩」などをSSC入力可能に改修

「指針」では、これまで集計されていなかった勤務時間外の家庭訪問や校外でのクラブ引率などが「校外活動時間」として「在校等時間」に加算する一方、所定の勤務時間外に行われる「自己研鑽」「休憩」などを「業務ではない」として「在校等時間」から除算するとしています。今回、これらの時間を入力するためにSSCの改修が行われます。

そもそも仕事が終わらずに在校している時間から「除算」を行うなどは不当です。しかも、指針の「自己研鑽」の定義が非常に曖昧であり、今後「時短ハラスメント」の温床にならないか懸念されます。除算時間の入力はあくまで教員本人の申告によるもので、管理職が申告を指示、命令することはあってはなりません。そもそも勤務内外関わらず常に研修と修養が求められている教員にとって、「自己研鑽」を業務としないことは、教員の専門性を軽んずるものです。

「全校種での少人数学級実現」、「変形制NO!」の声をみんなで！

昨年の国会では萩生田文科大臣が「教職調整手当」など「給特法」の見直しに言及しており、その為には教員の勤務実態調査を3年後に行なうと答弁しています。「変形制」の導入や「自己研鑽」による「見かけ上の超勤時間数の縮減」をゆるさず、教職員定数増を実現につなげましょう。

昨日「小学校全学年での35人学級」実施が報道されています。生徒、保護者、教職員の声は少しずつでも制度を動かせます。感染症から子どもと教職員を守り、教育条件・労働条件を向上させる「少人数学級」の全校種での速やかな導入、長時間労働を固定化する「変形制NO!」を現場からあげていきましょう。

※超勤4項目とは、①校外実習など、②修学旅行、③職員会議、④災害・緊急業務で、これ以外の時間外勤務は命令できません。

＼だからみんなで！ あなたも府高教へ！／